高情・個審答申第２号

令和５年７月１３日

高松市長　大　西　秀　人　殿

高松市情報公開・個人情報保護審査会

会　長　　阿　部　　晶　子

保有個人情報の一部開示及び不開示決定に関する審査請求について（答申）

令和５年５月２４日付け高福生第１９３号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

１　審査会の結論

本件審査請求のうち、令和４年１２月１２日付け高福生第２０３７号決定（以下「第２０３７号決定」という。）の不開示情報の開示を求める部分については、棄却すべきである。

また、令和５年３月３日付け高福生第２６６３号決定（以下「第２６６３号決定」という。）に関する部分については、全部開示しており不適法であるため、却下すべきである。

２　審査請求に至る経緯及び開示請求の内容

（１）　本件審査請求の経緯

年　　月　　日	処　理　内　容
令和４年１１月２８日	実施機関が審査請求人から第２０３７号決定に関する開示請求に係る保有個人情報開示請求書を受付
令和４年１２月１２日	実施機関が保有個人情報一部開示及び不開示を決定（第２０３７号決定）

令和５年　２月２０日	実施機関が審査請求人から第２６６３号決定に関する開示請求に係る保有個人情報開示請求書を受付
令和５年　３月　３日	実施機関が保有個人情報開示を決定 （第２６６３号決定）
令和５年　３月２０日	実施機関が審査請求人からの第２０３７号決定及び第２６６３号決定に係る審査請求書を受付
令和５年　４月１９日	実施機関が審査請求人に対して弁明書を送付
令和５年　５月１６日	実施機関が審査請求人から反論書を受付

（２）　保有個人情報開示請求の内容

ア　第２０３７号決定

令和３年４月５日・令和３年１０月１日・令和４年３月２９日・令和４年４月５日・令和４年４月２７日・令和４年５月２日・令和４年５月１７日・令和４年５月１９日・令和４年６月３日・令和４年６月６日・令和４年７月５日・令和４年７月１１日・令和４年７月１９日・令和４年８月５日・ケースワーカー○○と直属の上司である○○係長と開示請求人である○○○○の３名での過去の高松市福祉事務所　生活福祉課に対して、保有個人情報開示請求を行い、開示請求対象文書と開示請求人である○○○○が音声データに基づいて文字起こしした文書の比較と読み合わせに関する交渉記録（約１時間４０分：特定日がパソコンの不具合で分からない）・令和４年９月５日・令和４年９月６日・令和４年１０月５日・令和４年１１月５日

以上の特定日において、ケースワーカー○○、○○から引き継いだ現在のケースワーカー○○との下記に関する交渉記録。

記

○○○○○○○○○○○○○に対しての保有個人情報開示請求、行政不服審査法、行政事件訴訟法。国家賠償法に向けての準備に掛かるコピー代等の支援の要望、相談に関する交渉記録。

詳細：知識不足による話し合いの認識のズレ、行政不服審査法に対する知識を高めておくように伝えるも未だに知識を高めようとする姿勢もなく、謝罪ばかり。

都合が悪くなると同じ言葉を繰り返し、開示請求人に対し、感情を逆撫でする対応等。

様々な対応は各担当ケースワーカー次第だとケースワーカーによっては同じ要望、相談であっても対応が違うことを開き直ったように発言した。

以前に高松市福祉事務所　生活福祉課に対し、保有個人情報開示請求を行い、開示請求対象文書の記録の内容と開示請求人が同意を得てボイスレコーダーで録音し、その音声データを基づいて文字起こしした文書と比較すると高松市福祉事務所　生活福祉課の都合の悪いことは一切記録に残されていないことをケースワーカー〇〇に確認することを何度も懇願するも必要な範囲だけ確認しているとの回答の繰り返し。

有耶無耶な対応なので、ケースワーカー〇〇とケースワーカー〇〇の上司である〇〇係長と３名で読み合わせをした。

明らかに都合が悪いことは記録に無いことを確認できたこととケースワーカー〇〇は必要な範囲で確認していなかったことが判明した。

通常の対話であれば、必要な範囲で確認したということは１度全て文書を確認して、必要な範囲だとケースワーカー〇〇が判断した特定日の文書（高松市福祉事務所　生活福祉課の開示請求対象文書と開示請求人の音声データに基づいて文字起こしした文書）だけメモしている又は記憶していると捉えられるため、必要な範囲とケースワーカー〇〇が判断した特定日の高松市福祉事務所　生活福祉課の開示請求対象文書と開示請求人の音声データに基づいて文字起こしした文書について、問い詰めると曖昧な回答で、最後は確認していないような曖昧な回答だったので開示請求人が今までこの言い争いで累計で２～３時間は無駄にしていると伝えたが、まだ何か言い訳する態度に呆れた。

全て音声データに残っています。必要であれば、提出します。

以上

イ　第２６６３号決定

・高福生第２０３７号令和４年１２月１２日における開示請求対象文書（一部開示）を令和４年１２月１９日１３時１８頃（１時間４１分：１９秒）に２階生活福祉課にて説明を受け、認識の違や間違を指摘（令和４年７月１９日の記録）した交渉記録

・令和４年１２月１９日１６時２９分ＴＥＬにて（４０分２４秒）令和４年７月１９日の大半の時間を以前の開示請求対象文書（平成３０年）とＩＣレコーダで録音し、文書起こしした文書との違い（生活福祉課の都合の悪いことは記録に残されていないこと等）を指摘した交渉記録

３　処分庁及び審査請求人の主張

（１）　処分庁の一部開示及び不開示決定の理由

ア　第２０３７号決定

開示しない部分である「来所者の情報」については、高松市個人情報保護条例（平成１０年条例第７号。以下「条例」という。）第１８条第２号に該当し、その開示しない理由は、「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため」である。

また、不開示とするものである「令和４年４月５日、令和４年４月２７日、令和４年９月５日、令和４年１１月５日」に該当する文書について、その不開示の理由は、「作成又は取得しておらず、保有個人情報が不存在のため」である。

イ　第２６６３号決定

全部開示決定を行っている。

（２）　審査請求の趣旨

ア　不開示部分の開示を求める。

イ　公文書等の管理に関する法律の規定に該当する文書の作成による違法行為を行った職員の処分

ウ　審査請求人の○○○○○○○○○○○○○に対する訴訟の提起を行う

にあたり、支援を求める。

（３）　審査請求書中の審査請求の理由

審査請求書には、（１）記載の不開示部分について開示しない理由に対する、直接的な審査請求の理由ないし反論はない。

（４）　処分庁の弁明書

ア　第２０３７号決定

請求のあったケース記録票には、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる保有個人情報が記載されており、条例第１８条第２号に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、該当部分について不開示とした決定は、適法であると考える。

イ　第２６６３号決定

請求対象の文書について全部開示しているため、審査請求の理由がない。

ウ　不開示部分の開示を求める趣旨に関する部分のその余の主張について

本件審査請求の対象は、保有個人情報の開示請求に対する不開示決定に関するものであり、職員の処分及び審査請求人の○○○○○○○○○○○○○に対する訴訟に係る支援に関する主張については余事記載であり、弁明することを要しない。

（５）　審査請求人の反論書

反論書には、（１）記載の不開示部分について開示しない理由に対する不開示部分を開示すべきと考える理由ないし反論はない。

４　審査会の判断

当審査会は、審査請求人が主張する審査請求の理由及び実施機関が弁明する一部開示及び不開示の理由を、条例に照らして審査した結果、次のとおり判断する。

（１）　第２０３７号決定

ア　対象情報中の「来所者の情報」を不開示とする、一部開示決定について

一部開示とした文書のうち、不開示とした「来所者の情報」について

は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等の記述により、特定の個人を識別できるものであるから、条例第１８条第２号に該当する。

イ　対象情報の不存在を理由とする不開示決定について

当審査会において、ケース記録の作成について、実施機関に事情聴取を行った結果、実施機関において、定例的又は軽微な内容についてはケース記録を作成していない事実が判明した。これを踏まえると、開示請求のあった「令和４年４月５日、令和４年４月２７日、令和４年９月５日、令和４年１１月５日」に該当するケース記録は、上記の理由から作成されなかったものであり、不存在であるという実施機関の主張に、特段の不自然又は不合理な点はない。以上のことから、本件開示請求に対する対象行政文書を保有しているとは認められず、このことは条例第１９条第２項に規定する「開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき」に該当する。

（２）　第２６６３号決定

第２６６３号決定については、全部開示しており、不服申立ての利益がないため、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４５条第１項に規定する「処分についての審査請求が不適法である場合」に該当する。

（３）　結論

審査請求人が開示を求める情報のうち、第２０３７号決定に関し、一部開示決定を行った情報のうち、不開示とした部分については、条例第１８条第２号に該当し、また、不開示決定を行った情報については、条例第１９条第２項に該当するため、実施機関の主張には理由があることから、一部開示及び不開示とした実施機関の決定は適法かつ妥当であり、本件審査請求を棄却すべきである。

また、第２６６３号決定に関しては、全部開示しており、審査請求が不適法であるため、却下すべきである。

５　付言

審査請求人が主張する、行政文書に記録されていない情報を新たに行政文

書に記録させること（記録のため必要な音声データの取得を含む。）については、当該権限を当審査会は有していない。また、実施機関の職員の処分及び審査請求人の訴訟支援については、第２０３７号決定及び第２６６３号決定に対する審査請求の対象外である。以上の点を、念のため申し添える。

6　審査処理経過

年　　月　　日	処　理　内　容
令和５年　５月２４日	諮問書受理
令和５年　６月１４日	実施機関の不開示の理由の聴取及び争点の審査
令和５年　７月１３日	答申